

議案第44号

沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月15日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

沼田市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の沼田市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第15条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びこの条例による改正前の沼田市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第15条第4項から第6項まで又は第17条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第15条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

- 2 令和3年12月に沼田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和30年条例第3号）に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「220分の15」とする。